

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）」
（仮称）（案）

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）」（仮称）は、これらの産業における作業安全を推進するため、関係者が日々留意し実行すべき事項を、「個別経営体向け」と、個別経営体を構成員とする「事業者団体向け」に整理したものです。

関係者におかれては、それぞれの現場の状況に応じて、規範に示された取組を実行するとともに、実行状況について自ら点検を行い、実効が十分でない場合は改善に努めることが重要です※。

なお、この規範は、安全対策の実行状況などを踏まえて、随時見直しが行われます。

（※ これらの事項に違反した、または実行しなかったとしても法令違反等に問われるものではありません（別途法令で義務付け等がなされているものは除く）が、規範の趣旨を踏まえ、可能な限り取り組んでいただくことが望まれます。また、個別の補助事業等において、本規範に基づき要件付け等がされている場合は、それに従ってください。）

個別経営体向け

(1) 作業安全と人命は全てに優先する。

農林水産業や食品産業、木材産業においては、これまでも作業安全対策を講じてきましたが、引き続き死傷事故が多発しております。例えば、死傷事故の発生率で見ると、他産業に比べて高く、特に林業では建設業と比較して約5倍もの発生率にあります。また死亡者数でみると、農業では年間300人近くの方が亡くなっています。

経営者、従事者、その家族、そのほか全ての関係者の方々の日々の幸せは、当然のこととしてその職場が安全であり、毎日事故なく無事に仕事を終えることができることが大前提です。死亡事故が起こるようなことがあればその大前提が崩れるだけでなく、二度とその失敗を取り戻すことはできません。

一方で、日々経営の発展や継続に尽力する中で、経営の効率向上の追及に過度に偏ることは、現場の作業に負担を生じさせ、働く人の安全を脅かし、事故の直接または間接の原因となります。

このため、経営者はもちろん従事者全員が、作業安全対策を自らの使命と捉え、何よりも安全、人命が優先することを再確認し、実際の作業においてもそのことを最優先に考える必要があります。

(2) 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。

産業全体で人手不足が深刻になる中で、農林水産業や食品産業、木材産業においては特に人手不足の傾向が顕著であり、その対応が喫緊の課題です。また、そのような事情も背景に、高齢者や外国人など現場で活躍する人材が多様化しています。

このような状況に対応しつつ経営を継続発展させるには、若者が未来を託せる職場をつくることが不可欠ですが、そのためには様々な人材が安全に働けることが大前提です。また、ベテランが安心して働けることで、技術の継承も円滑に行うことができます。

安全対策への投資は短期的には経営への負担となる場合がありますが、長期的には安心して働ける職場がつくられることで経営の発展に繋げていくことが可能です。事故発生時に作業がストップすることによる経営へのダメージを避けられるだけでなく、安全の確保という目的に向けて職場のルール、作業手順を順守したり作業環境を改善する意識が従事者に身につくことは、経営向上に向けた取組を進める上でも役立ちます。

(3) 作業安全確保のために必要な対策を講じる。

作業安全のさらなる向上のために、各事業所でこれまで行ってきた安全対策に捉われずに、それらを再点検して、下記のような点について、従事者全員が自分のこととして捉えて、具体的な対策を講じていくことが必要です。

その際には、各業種の個別規範も参照の上、各現場の状況等に応じた対策を講じることとなりますが、現場の特殊性を理由に安全対策を講じるのを諦めるのではなく、できる対策を積極的に講じていくことが重要です。

- ① 人的対応力の向上
- ② 作業安全のためのルールや手順の順守
- ③ 機材の安全性の確保
- ④ 作業環境の改善
- ⑤ 事事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

(4) 事故発生時に備える。

考え得る十分な安全対策を講じていたとしても、事故の発生をゼロにすることはできません。このため、不幸にして事故が発生してしまった場合に怪我の程度を最小限に抑えるための備えや、当事者の経済的補償への備えのほか、経営として事故発生後にどう対応するかを予め検討しておくことが重要です。

これにより、従事者が安心して働けるようになるほか、経営として不測の事態に備えることが可能です。

- ① 労災保険への加入等、補償措置の確保
- ② 事故後の速やかな対応策、再発防止策の策定
- ③ 事業継続計画の策定

事業者団体向け

(1) 作業安全と人命は全てに優先する。

農林水産業や食品産業、木材産業においては、これまでも作業安全対策を講じてきましたが、引き続き死傷事故が多発しております。例えば、死傷事故の発生率で見ると、他産業に比べて高く、特に林業では建設業と比較して約5倍もの発生率にあります。また死亡者数でみると、農業では年間300人近くの方が亡くなっています。

経営者、従事者、その家族、そのほか全ての関係者の方々の日々の幸せは、当然のこととしてその職場が安全であり、毎日事故なく無事に仕事を終えることができることが大前提です。死亡事故が起こるようなことがあればその大前提が崩れるだけでなく、二度とその失敗を取り戻すことはできません。

一方で、日々経営の発展や継続に尽力する中で、経営の効率向上の追及に過度に偏ることは、現場の作業に負担を生じさせ、働く人の安全を脅かし、事故の直接または間接の原因となります。

このため、経営者はもちろん従事者全員が、作業安全対策を自らの使命と捉え、何よりも安全、人命が優先することを再確認し、実際の作業においてもそのことを最優先に考える必要があります。事業者団体においては、このような考え方を構成員に積極的に周知していく取組が求められます。

(2) 作業安全の確保は産業が成長するための要である。

産業全体で人手不足が深刻になる中で、農林水産業や食品産業、木材産業においては特に人手不足の傾向が顕著であり、その対応が喫緊の課題です。また、そのような事情も背景に、高齢者や外国人など現場で活躍する人材が多様化しています。

このため、このような現状も踏まえながら、安全な職場を実現し、これらの産業を若者が未来を託せる産業にしていくことが、産業や経営としての継続や発展のために不可欠です。また、ベテランが安心して働けることで、技術の継承も円滑に行うことができます。

なお、安全対策への投資は短期的には経営への負担となる場合もありますが、長期的に見れば、安全対策と経営発展は車の両輪として両立させることが可能です。事業者団体においては、このような考え方を構成員に積極的に周知していく取組が求められます。

(3) 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。

作業安全のさらなる向上のために、各事業所でこれまで行ってきた安全対策に捉われずに、それらを再点検して、従事者全員が自分のこととして捉えて、具体的な対策を講じていくことが必要であり、事業者の取り組むべき事項を「個別経営体向けの共通規範」の(3)に掲げています。

具体的には、各業種の個別規範も参照の上、各現場の状況等に応じた対策を講じることとなりますが、小規模な事業者では安全対策を講ずるための十分な専門的知識や時間を確保することが困難な場合も多いと考えられます。業種全体の安全対策のレベルを向上させるためには、各事業者団体において、その役割や能力に応じ、構成員が安全対策を講じる際に必要な助言や支援を講じていくことが非常に重要です。

(4) 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

考え得る十分な安全対策を講じていたとしても、事故の発生をゼロにすることはできません。このため、不幸にして事故が発生してしまった場合に、怪我の程度を最小限に抑えるための備えや、当事者の経済的補償への備えのほか、経営として事故発生後にどう対応するかを予め検討しておくことが重要であり、事業者の取り組むべき事項を「個別経営体向けの共通規範」の(4)に掲げています。

しかし、小規模な事業者ではそのような取組を行うための十分な専門的知識や時間を確保することが困難な場合も多いと考えられます。このため、各事業者団体においては、その役割や能力に応じ、構成員が事故発生時の備えを行う際に必要な助言や支援を講じていくことが非常に重要です。特に、事業者団体が労災保険特別加入団体となり構成員の労災保険加入を促進する、事故発生時の迅速な救難体制を整備するなど団体が積極的な役割を果たす必要があります。